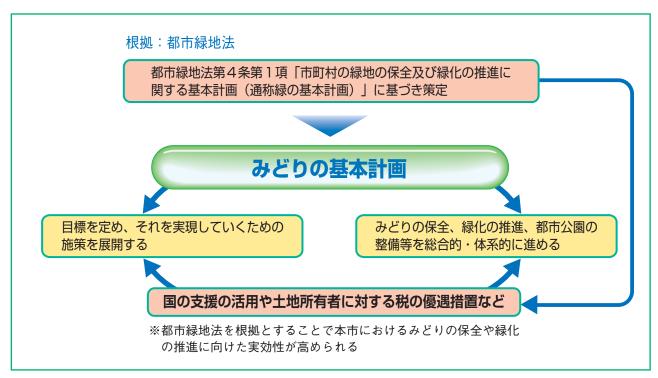
第耳章

計画の基本的な考え方

- 1 みどりの基本計画とは
- 2 計画策定の趣旨
- 3 みどりの機能
- 4 横須賀市の都市像
- 5 横須賀市のみどりの概況
- 6 みどりに関する課題と計画の前提

第1章 1みどりの基本計画とは

「横須賀市みどりの基本計画」(以下、「みどりの基本計画」という)は、都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出していく計画のことです。



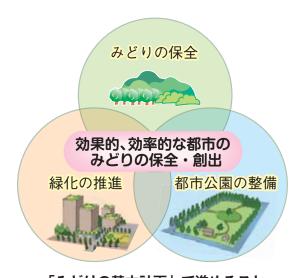
「みどりの基本計画」の策定の目的

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

本計画では、都市のみどりを対象に、それらを 保全・創出するための「基本理念」や「みどりの 将来像」などの目標を定め、それを実現していく ための施策展開を示すものです。

これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」の施策を総合的に進めていくことができます。

また、みどりの保全・創出において、都市緑地 法などに基づいた国の支援の活用や、土地所有者 に対する税の優遇措置などが可能となり、施策展 開の実効性が高められます。



「みどりの基本計画」で進めること

第Ⅰ章 2 計画策定の趣旨

(1) 本市におけるみどりの意義

本市は、三方を海に囲まれ、みどり豊かな自然に恵まれており、この自然環境が本市の 最大の魅力となっています。

そして、本市のみどりは、その自然環境を支える骨格となり、イメージを向上させ、人々 の豊かな暮らしを支えています。

さらに、本市のみどりは、首都圏にまで広がる広域的な自然環境の一部であり、地球環境を守る役割も果たしています。

こうしたことから、本市のみどりは、「市民一人ひとりにとってかけがえのない共有の 財産=みんなのみどり」であり、みんなで支え次の世代へ引継ぎ残していくべきものです。



本市におけるみどりの意義

本市は、三方を海に囲まれ、みどり豊かな自然に恵まれており、この自然環境が最大の魅力となっています。

また、本市のみどりの特徴は、市域の南東部から北西部にかけて首都圏に及ぶ広域的で貴重な丘陵がみどりの骨格として広がっていることに加え、市街地やその周辺に斜面緑地が数多く存在し、街なかに創出された公園などのみどりと合わせて「丘陵のみどり・海・まちなみ・斜面緑地」が一体となって、本市特有の都市景観を形成している点にあります。これらのみどり豊かな都市環境や、みどりが持つ様々な機能は、自然環境や人々の暮らしに欠かせないものとなっています。

このように、自然に恵まれた都市の環境が、「横須賀の都市イメージ」の向上にも大きく貢献し、市 民生活に快適で豊かな生活の場を提供するだけでなく、二酸化炭素の吸収源として、また多様な生物 の生息・生育・繁殖の場として、地球環境を守る役割を果たしています。

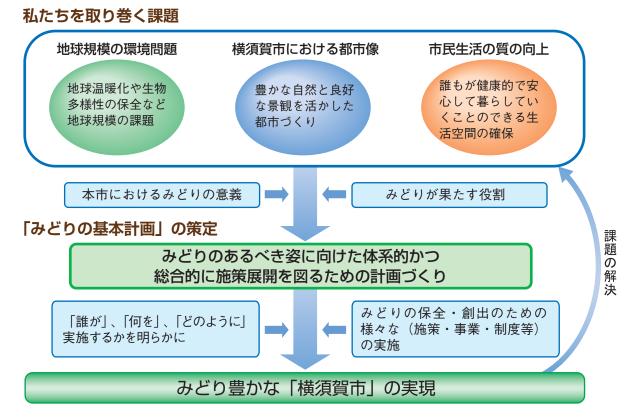
こうしたことから、みどりは一人ひとりにとって、かけがえのない存在であり、みんなにとって大切なもの(=共有の財産)で「みんなのみどり」といえます。

これらの理由により、本市のみどりは「みんなのみどり」との認識に立ち、みどりを将来に向けて、 守り、つくり、再生し、育てながら活かし、次の世代へ引継ぎ残していくべきものです。そして、今 後も私たちの都市が「豊かなみどり」の中で継続して発展していくことができるような配慮が必要と なります。

こうした意義を踏まえて、私たちはみどりと共に将来の横須賀市の発展を図っていきます。

(2) 計画策定の趣旨

本計画の策定の趣旨は、本市の「みどり」に対する基本的な考え方を示し、施策や取組 みを体系的にまとめ、総合的に実施していくために策定するものです。また、本計画にお いて、誰が、何を、どのように実施していくのかを明らかにするものです。



計画策定の趣旨

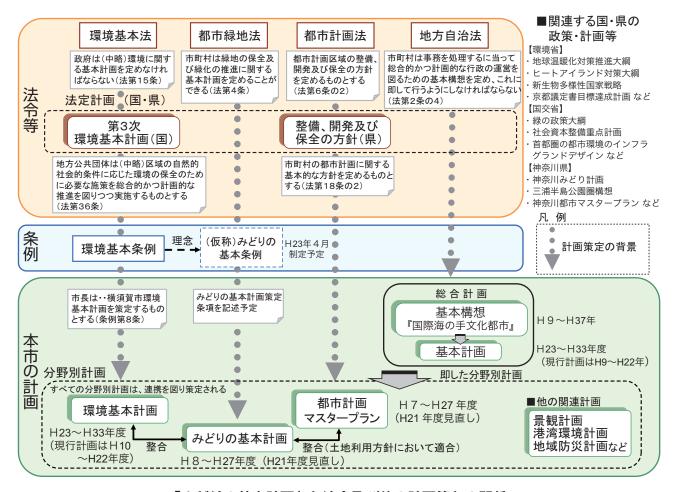
私たちを取り巻く課題には、「地球温暖化」や「生物多様性の保全」など地球規模の課題から、「豊かな自然と良好な景観を活かした都市づくり」や、「誰もが健康的で安心して暮らしていくことのできる生活空間の確保」など地域レベルの課題まで、様々な課題が存在します。

これらの課題に対し、みどりが果たす役割は大きく、将来に向けてみどりを保全・創出していく必要があります。

このため、本市の「みどり」に対する基本的な考え方を示し、施策や取組みを体系的にまとめ、総合的に実施していくために「みどりの基本計画」を策定するものです。本計画において、誰が、何を、どのように実施していくのかを明らかにし、市民・NPO・事業者・行政が役割分担あるいは連携しながら、みどり豊かな「横須賀市」を実現していくことにより、私たちを取り巻く課題を解決していきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「緑の基本計画」(平成8年度策定 目標年次平成27年)の中間時の見直し計画です。また、本市の「総合計画」に即した分野別計画であり、「環境基本計画」や「都市計画マスタープラン」と整合を図った計画です。



「みどりの基本計画」と法令及び他の計画等との関係

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき策定するとともに、「横須賀市総合計画」に即した分野別計画とし、「横須賀市環境基本計画」「横須賀市都市計画マスタープラン」「横須賀市景観計画」やその他の関連する計画との整合や調整を図って策定するものです。

今後は、「みどりの基本計画」の策定を規定した「(仮称) みどりの基本条例」を制定した上で、法律、条例、計画に基づいた施策を展開し、総合的にみどりの保全・創出に取り組んでいきます。

(4) 計画の見直しにおける視点

計画の見直しの前提として、社会経済情勢の変化や環境問題の多様化などにより、以下の5つの視点を基本的な見直しの視点と捉えました。

視点① 人とみどりの共生

視点② みどりを活かした都市づくり(=みどりが都市を変える)

視点③ みどりの安全性の確保

視点4 「みどり」は「みんな」の共有財産

視点⑤ わかりやすさと実効性

視点① 人とみどりの共生

地球温暖化や生物多様性の保全などの地球規模の課題が顕在化しているなかで、これまで「人が中心」であったみどりに対する捉え方を見直し、「人とみどりが共生」していくことが大切であるとの認識に立った計画。

視点② みどりを活かした都市づくり(=みどりが都市を変える)

自然環境を保全し、良好な都市景観や交流拠点におけるみどりの充実と活用により、定住人口・交流人口の増加に貢献し、魅力のある横須賀の都市づくりを推進する計画。

視点③ みどりの安全性の確保

地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響により、今後は従来の経験や予測を超えた大雨や突発的な集中豪雨が増えていく可能性が高く、丘陵部の樹林地から河川に至るみどりの防災と安全性を確保していくことの重要性を踏まえた計画。

視点4 「みどり」は「みんな」の共有財産

かけがえのないみどりを「みんなの共有の財産」という意識を持って働きかけ、みんなで「守り、 つくり、再生し、育てながら活かす」という視点が必要で、「みんなでみどりを育む」という意識を 共有化し、みどり豊かな横須賀市を実現するために様々な主体が役割分担あるいは連携しながら取り 組んでいくことを明らかにした計画。

視点⑤ わかりやすさと実効性

様々な主体がみどりの保全・創出に取り組んでいくためにわかりやすい計画とし、併せてみどりに 対する取組みの主体、手法、根拠(条例等)などを明確にして計画の実効性を高めていく計画。

(5) 計画の目標年度

計画の目標年度は、平成27年度(2015年度)とします。しかし、みどりを守り、つくる取組みは、長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像(=あるべき姿)を見据えた計画とします。

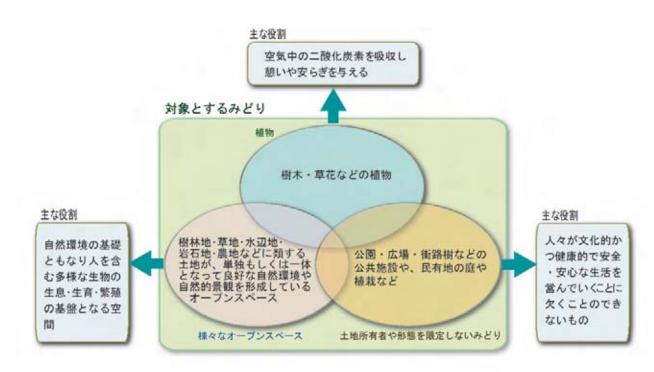
(年度) 計画の名称 22 23 27 33 37 (目標年度) 見直し 次期計画 みどりの基本計画 平成 27 年度 おおむね5年ごとに点検し、必要に応じて見直し (本市の総合計画) 基本構想 平成 9 年~平成 37 年 新計画:平成23年度~ 基本計画 平成33年度 (関連する本市の計画) 中間時平成 27 年度見直し 新計画:平成23年度~ 環境基本計画 次期計画 平成33年度 都市計画マスタープラン (目標年度) 見直し 次期計画 平成 27 年度 景観計画 平成 18年度~ 必要に応じて追加

本市の関連計画の目標年度

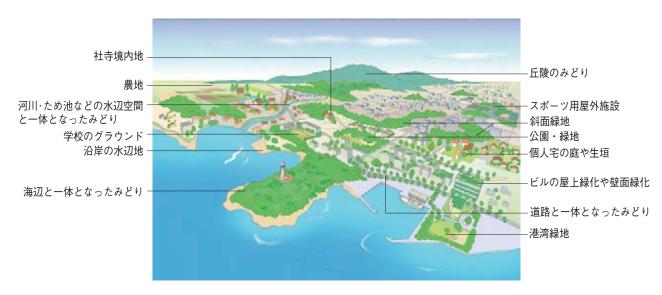
平成27年度には、「環境基本計画」の中間見直し、「都市計画マスタープラン」の次期計画の策定が行われるため、それに合わせ「みどりの基本計画」も次期計画を策定します。なお、それ以降は、おおむね5年ごとに点検を実施し、必要に応じて計画を見直すこととします。

(6) 計画で対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、植物だけでなく、自然環境・景観などと一体となった様々なオープンスペースや公園・広場・街路樹・民有地の庭など、幅広いものを対象とします。



計画で対象とするみどり

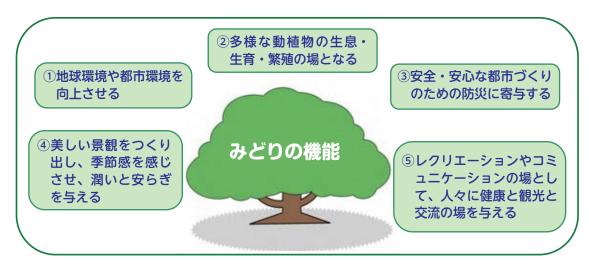


計画で対象とするみどりの具体例

計画で対象とするみどりは、樹木・草花などの植物のほか、丘陵や自然海岸などの自然的景観などと一体となったオープンスペースや、公園、港湾緑地、学校のグラウンド、スポーツ用屋外施設などの公共施設だけでなく、社寺境内地、個人宅の庭や生垣、ビルの屋上緑化などのように土地所有者を限定せず、幅広く様々なものを含めます。

第1章 3みどりの機能

本計画では、みどりが持つ機能を次の5つに整理し、これらの機能を有効に果たすような計画とします。



みどりが持つ5つの機能

機能① 地球環境や都市環境を向上させます

樹林地や草地などのみどりは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により空気中から吸収する働きがあることから、地球温暖化防止のための重要な機能を持っています。

また、みどりは、コンクリートやアスファルトと比べて暖まりにくく、さらに蒸散作用や遮へい作用によって都市部におけるヒートアイランドの緩和効果もあります。

さらに、樹林地などは、雨水を保ち、地下水をかん養し、健全な水循環を形成する機能や、騒音・振動を緩和する機能などがあり、都市環境を改善します。



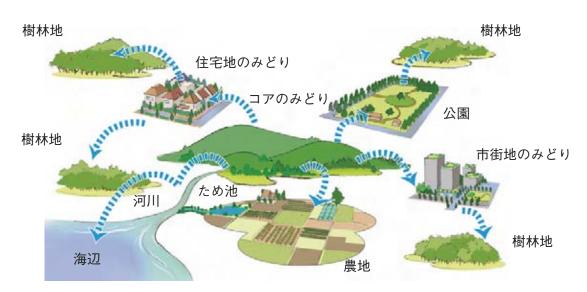
二酸化炭素吸収や都市の環境を改善する機能

機能② 多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となります

みどりは、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤 となっています。

なかでも、まとまりのある樹林地や良好な河川、自然海岸などは、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの場(コアのみどり)として、広域的にも重要な役割を果たしています。また、身近な公園や、街路樹、家庭の庭などの規模の小さなみどりであっても、コアの周辺部のみどり(サテライトのみどり)として、みどりのネットワークの一端を担い、生物多様性の保全に寄与する大切な役割を果たしています。

さらに、動植物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育む自然に関する教育の場としても重要です。



みどりのネットワーク(コアのみどりとサテライトのみどりをつなぐネットワーク)

機能③ 安全・安心な都市づくりのための防災に寄与します

公園・緑地などのみどりの空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、避難路の確保や消防防災・救護活動の場となります。

また、都市のみどりは、災害時の避難者の生命を保護する場や、復旧活動の重要な拠点として利用されるなど、安全·安心な都市づくりに貢献します。

さらに、樹林地における樹木が適切に維持管理されることで、洪水や土砂流出防止の機能も果たします。



防災機能

(阪神・淡路大震災で延焼防止帯として機能した公園)

出典:公園緑地Vol.66-4((財)日本公園緑地協会)



樹林地の適切な維持・管理の事例

機能④ 美しい景観をつくり出し、季節感を感じさせ、潤いと安らぎを与えます

自然のみどりが織りなす四季折々の風景や、市街地や住宅地における木々や沿道の並木、草花などのみどりや水辺・海辺は、美しい景観を形成する大切な要素です。

また、都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つみどりは、ふるさととしての歴史的景観を継承する重要な要素です。

みどりにより形成された景観は、人々の心に潤いと安らぎを与え、都市の特徴をあらわす大切な存在です。



走水水源地



湘南国際村

美しい景観を形成する機能

機能⑤ レクリエーションやコミュニケーションの場として、人々に健康と観光と 交流の場を与えます

みどりは、ハイキングやスポーツなどの場を提供することで人々の健康を維持・増進させてくれます。また、自然の樹林や草花などのみどりは、自然とのふれあいなどを通じて、私たちに心の安らぎを与え、ストレスや疲れを癒し、リフレッシュさせてくれます。

さらに、大規模な公園・緑地は、市内外の人々が訪れる観光やレクリエーションの拠点となり、身近な公園は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。



猿島



馬掘海岸3丁目公園

健康・観光・交流の場を提供する機能

第I章 4 横須賀市の都市像

(1) 横須賀市の都市の現状

① 都市の特性

ア. 開国のまち・よこすか

横須賀市は、海とみどりの自然に囲まれ、気候温暖、風光明媚で、歴史性に富んでいる『開国のまち』です。

今から約150年前に、ペリーが横須賀市の浦賀沖に来航し、日本は久里浜の地で初めて本格的な日米交渉を行い開国しました。横須賀市は世界に門戸を開くきっかけをつくったまちです。



ペリー公園

イ. 国際海の手文化都市

横須賀市には、半島特有の海とみどりや東京湾唯一の自然島である猿島などの自然、中世の三浦一族の史実や開国期を彩った歴史と文化の資産、多くの外国人の居住による国際的雰囲気と市民レベルで広がる国際交流、世界に誇る横須賀芸術劇場や先端的な研究開発機関の集積などの地域資源があります。

これらの地域資源を活用することにより、科学や芸術など幅広い分野における国際貢献や、日常生活の中で創造的な活動ができ、世界に向けて情報発信ができる可能性を持っています。

このため、横須賀市は、国際性豊かな感性あふれる文化都市「国際海の手文化都市」をまちづくりの目標として、自然環境を育くみながら、人々が様々な交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと続いていく、国際性豊かな感性あふれる文化都市をめざしています。



海辺つり公園・猿島



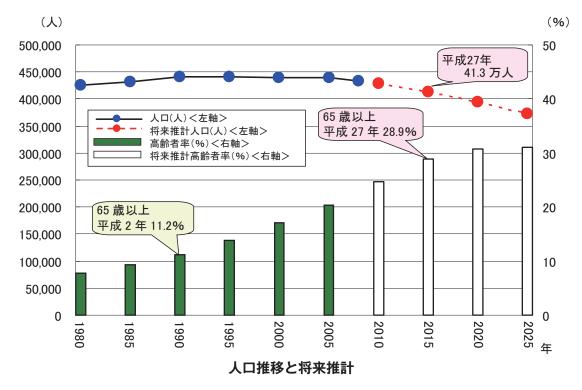
横須賀芸術劇場(ヴェルニー公園より)

ウ. 豊かな自然環境

約100平方キロメートルの市域には、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけた市域中央部に連なるみどり豊かな丘陵部と三方をそれぞれ特徴ある海に囲まれ、天然の良港となる東京湾、比較的遠浅でなだらかな海岸線が連なる金田湾、景観の優れた岩礁海岸の目立つ相模湾など豊かな自然環境があります。こうした自然環境は、市民が本市に住み続けたいと思う要因の一つとなっているため、都市と自然との共生に配慮した自然環境の計画的な保全・活用や自然と調和した潤いのある都市環境の形成、本市独自の風景をつくり出している谷戸や小丘陵の斜面緑地など市街地に残された身近なみどりの保全とともに、海岸環境を守り再生することが必要です。

エ. 人口の推移

本市の人口は、1995年(平成7年)は440,638人、2000年(平成12年)は、439,437人、2005年(平成17年)は、438,758人とわずかながら人口減少が続き、また、少子高齢化が進んでいます。この傾向は将来的にも続くことが予想されます。



注)人口及び将来推計人口は、住民基本台帳の人口に外国人登録者を加えている。 2010年~2025年の将来推計人口は、横須賀市都市政策研究所 横須賀市の将来推計人口(平成20年1月推計)による。

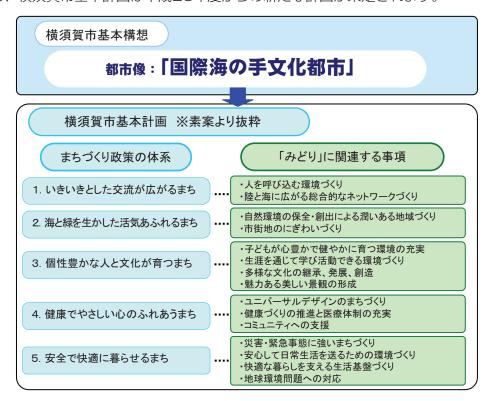
(2) 横須賀市の将来都市像

① まちづくり施策及び「みどり」に関する事項 横須賀市基本構想などにおけるみどりに関する主なキーワード

交流・集客、定住、海と緑、自然環境の保全・創出、潤いある地域づくり、多様な文化・ 美しい景観、ユニバーサルデザイン、健康づくり、安全・安心、地球環境問題

横須賀市基本構想では、まちづくりの基本目標である都市像を「国際海の手文化都市」とし、 それを実現するためのまちづくりの政策の体系などを示しています。

なお、横須賀市基本計画は平成23年度からの新たな計画が策定されます。



② 横須賀市都市計画マスタープランの理念と目標 横須賀市都市計画マスタープランにおけるみどりに関する主なキーワード

安全・安心、交流、定住、海と緑の恵み、拠点ネットワーク型の都市づくり

「横須賀市都市計画マスター プラン(平成22年3月)」で は、5つの都市づくりの理念 に基づき、「豊かな暮らしと、 いきいきした交流をはぐくむ 都市」を都市づくりの目標と し、将来都市構造として「豊 かに暮らせていきいきした交 流のある都市社会をはぐくみ 支える都市の3つの骨格構造| を示しています。

都市づくりの理念

- ・みんなが安全で安心して生活する都市をつくる ・みんなが地域に住まい、活躍する都市をつくる ・みんながいきいき交流する都市をつくる
- ・みんなに海と緑の恵みの多い都市をつくる
- ・みんなで自発的に参加して都市をつくる

都市づくりの目標

豊かな暮らしと、いきいきした交流をはぐくむ都市

拠点ネットワーク型都市づくり (歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりへの転換)

豊かに暮らせていきいきした交流のある都市 社会をはぐくみ支える都市の3つの骨格構造

交通の骨格・・・・・暮らしと交流を支える交通網 都市環境の骨格・・・暮らしと交流をはぐくむ水と緑の環境 拠点の配置と連携・・暮らしと交流を演出する都市活動の拠点

(3) 横須賀市の土地利用方針

「横須賀市基本計画(H23~H33年度)素案」及び「横須賀市都市計画マスタープラン」では、人と 自然との共生、都市と自然との共生にも配慮し、総合的で効率的な土地利用と、都市環境の形成をめ

ざしています。 広域交通の利便性を活かした 産業集積と交流のゾーン 広域的都市機能の集積する 都市拠点 東京湾 地域での生活や 交流の中心とな る地域拠点 丘陵部の自然環境 と調和した新しい 交流のゾーン 横須賀中央 衣笠 北久里海 ₩久里浜 自然海岸に親しむ 海辺のアーバンリゾートゾーン 相模湾 野比。 金田湾 自然海岸に親しむ 海辺のレクリエ・ ションゾーン

拠点ネットワーク型の都市 づくりとは、市街地の集約化 に向けて、地域特性を考慮し ながら、拠点市街地となる主 要鉄道駅周辺などに適正に都 市機能を集積し、郊外の市街 地から街なか居住を促進する ような、歩いて暮らせる魅力 的な都市環境を形成すること です。

拠点の配置と連携

農業との交流ゾーン



都市環境の骨格として、水 とみどりに恵まれた自然環境 の保全・創出、創造的な活用 により、豊かな暮らしといき いきとした交流を育むような、 自然と調和した潤いある都市 環境を形成することとしてい ます。

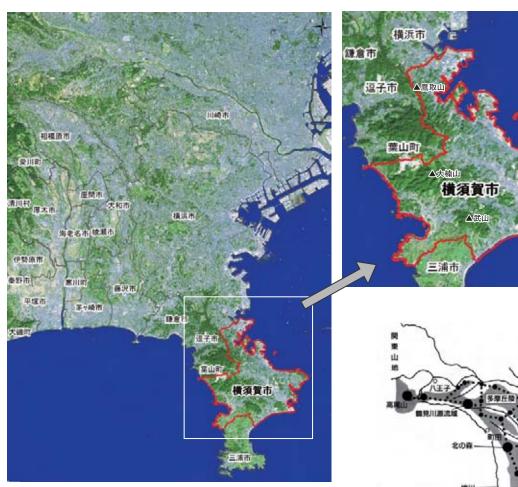
都市環境の骨格

第I章 5 横須賀市のみどりの概況

(1) 広域的なみどりのつながり

① 多摩・三浦丘陵

本市のみどりは、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部などの、まとまった 骨格的なみどりが存在し、多様な自然環境を有しています。この丘陵部のみどりは、関東山地か ら太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っており、市域だけで なく首都圏における重要な自然環境となっています。



広域的なみどりのつながり (ランドサット衛星画像を合成処理したもの)

多摩・三浦丘陵は、これまで行政区分により分断されて扱われてきましたが、それらを抱える自治体が「みどりはつなぎ手」との認識の基に広域連携を図り、多摩・三浦丘陵に対して市民・事業者・行政の協働による働きかけを行っていく取組みを進めています。

このように、今後はみどりを単に行政区域だけでなく、広域的なつながりを視野に入れて保全・創出していくことが大切になっています。

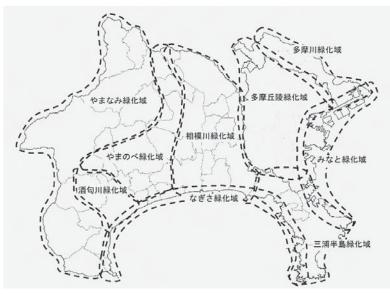
いるか丘陵

※いるか丘陵:高尾山の東、町田市大戸沢付近から 三浦半島先端にいたる長さ70kmほどの丘陵を、「イルカ」の姿をしたひとまとまりの丘陵域として捉えられ、ナチュラリストたちに、「いるか丘陵」と呼ばれている。

出典:自然へのまなざし(ナチュラリストたちの大地) 岸由二

② 神奈川みどり計画

本市のみどりは、県土の主軸のみどりである「みなと緑化域」、「三浦半島緑化域」、「なぎさ緑化域」の一部を担っています。



緑化域全体図

みなと緑化域

高度に市街化された東京湾岸を軸とした、都市公園や緩衝緑地、工場緑地、未利用地の活用などにより、緑地空間を創出し、うるおいのあるまちづくりを促進するエリア。

三浦半島緑化域

三浦丘陵を軸とした、大規模な公園や緑地を拠点に、海と丘陵に育まれた豊かな自然や景観、鎌倉の歴史や三浦の農地など地域イメージと結びついたみどりの保全・創出と活用を図るエリア。

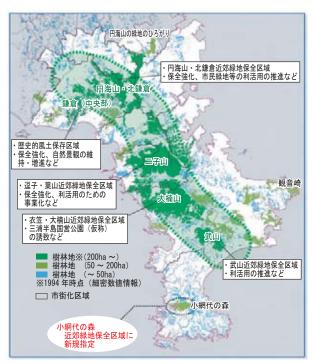
なぎさ緑化域

相模湾岸を軸とした美しいなぎさ、自然海岸、歴史・文化に育まれた景観の保全と地域の みどりの活用を図るエリア。

出典:神奈川みどり計画(神奈川県)

③ 三浦半島公園圏構想

三浦半島公園圏構想(神奈川県)は、「行政、事業者、市民活動団体や地域住民、さらに三浦半島への来訪者の方々が一体となって、地域づくりに取り組んでいくための基本方針」として、平成18年に策定されました。三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、三浦半島全体を魅力ある公園のような空間(公園圏)としていくことをめざしており、本市のみどりは、重要な資源となっています。



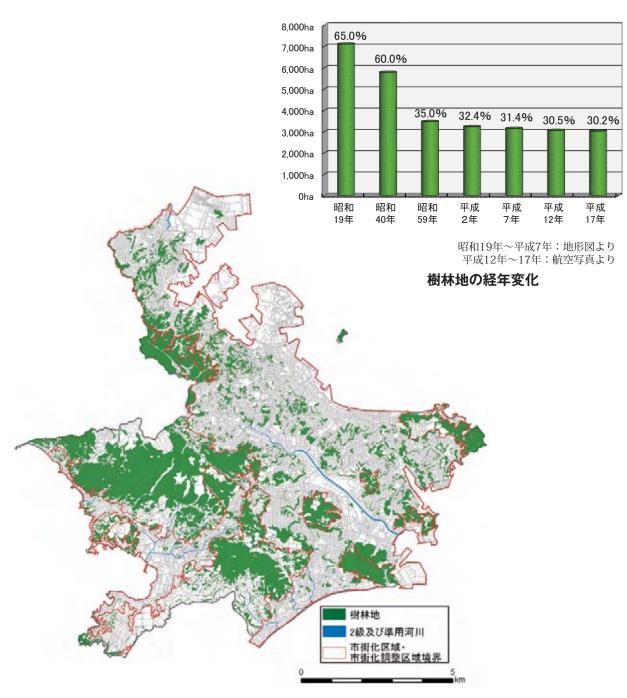
樹林地の保全などの関連図



自然海岸の保全などの関連図

(2) 樹林地の現況と経年変化

市域における樹林地の面積割合(=樹林地率)は、平成7年に31.4%でしたが平成17年には30.2%となり、10年間で約1.2ポイント(約120ha)減少しています。市街化調整区域には規模の大きなまとまりのある丘陵の樹林地がある一方、市街化区域の樹林地の多くは住宅地に近接し、斜面が小規模単位で残る斜面緑地となっています。



樹林地の現況図(平成17年)

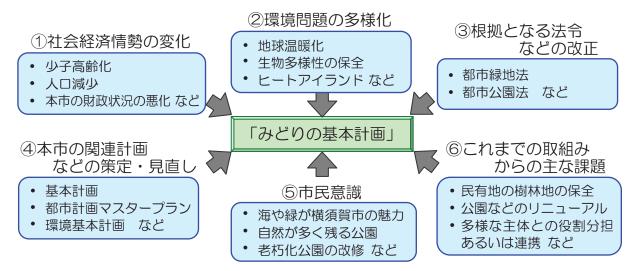
樹林地の多くは民有地のため、厳しく土地利用が制限されている区域以外は、確実に守られるという担保性はありません。また、市街化区域の樹林地の多くが住宅地に近接した斜面緑地であり、そのほとんどが急傾斜地崩壊危険区域に指定されていて、危険な斜面緑地となっています。

この斜面緑地を守るには、市民生活の安全性の確保を十分考慮していく必要があります。

第1章 6 みどりに関する課題と計画の前提

(1) 本計画策定の背景と課題

多様化する環境問題や社会経済情勢の変化、根拠法令の改正など、みどりに係る様々な 課題を踏まえ、現況に即した計画とします。



「みどりの基本計画」策定の主な背景と課題

① 社会経済情勢の変化

少子高齢化・人口減少社会の急速な進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安 心なまちづくりの必要性といった社会情勢に対応するため、みどりが有する多様な機能を活かし たまちづくりを進めていく必要があります。

また、本市の財政状況を含む経済情勢も変化し、限られた予算の中で、効率的・効果的な事業実施が求められています。

② 環境問題の多様化

地球温暖化、生物多様性の保全、ヒートアイランドなど、近年多様化する環境問題や、多発化する局地的豪雨などに対応するため、みどりの適切な保全・創出・維持管理を計画的に進めていく必要があります。

③ 根拠となる法令などの改正

計画策定の根拠法令(「都市緑地法」及び「都市公園法」)が改正(平成16年)され、緑地の保全や緑化の推進に関する新たな制度が創設されたことに加え、計画策定事項に「都市公園の整備方針」が追加されました。また、本市では土地利用に関する様々な課題に対応するために「土地利用調整関連条例」を体系的に整備(平成17年)しました。

これらの法令などの改正に対応した計画とする必要があります。

④ 本市の関連計画などの策定・見直し

「基本構想」「基本計画」「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」「景観計画」など本市の 関連計画の、まちづくりテーマや将来都市像との整合を図り、計画に反映させる必要があります。

市の基本構想、基本計画、都市計画マスタープランにおける主なキーワード

交流・集客、定住、海と緑、自然環境の保全・創出、潤いある地域づくり、多様な文化・ 美しい景観形成、ユニバーサルデザインへの対応、健康づくり、安全・安心な都市、地 球環境問題への対応、拠点ネットワーク型の都市づくり

⑤ 市民意識

これまでに実施した市民意識調査の結果、市民のみなさんは「海や緑などの自然環境に恵まれている」ことを横須賀市の魅力と捉えており、豊かな自然環境が定住の一つの要因になっています。

また、「緑や水辺を身近に感じることができる公園の整備」や、「既にある公園の老朽化対策・ 防災機能の充実 | を望む意見が多くありました。

⑥ これまでの取組みからの主な課題

ア. みどりを守る

本市ではこれまで、「近郊緑地特別保全地区」の土地の買取りや、土地利用者に対する指導などによりみどりを守る取組みを進めてきました。しかし、多くのみどりは民有地のため、厳しく土地利用が制限されている地域は限られていることから、みどりを守るための様々な取組みを継続していく必要があります。

さらに、法令などにより守られたみどりであっても、それらを適切に維持管理していくための財源の確保の方法や、みどりの防災対策などについての検討も必要となっています。

イ. みどりをつくる

これまでの計画的な公園整備により、本市は、首都圏の中でも公園緑地の整備が進んでいる自治体です。しかし、一部地域や公園種別による整備状況の偏りや、既設公園の老朽化などの問題も生じています。公園の適切な配置やネットワーク化、施設のリニューアルなどにより誰もが安心して利用しやすい公園づくりを進めていく必要があります。

また、市街地のみどりを補い増やすため、特に民有地における更なる緑化を推進していくことが必要となっています。

ウ. みどりを育てる

本市ではこれまで、市民参加によるみどりを育てる取組みとして、草花の育成管理や、公園や緑地などの公共緑地施設における市民参加事業を実施してきました。

このように、みんなのみどりを、みんなで守り、つくり、育てながら活かしていくことが重要です。

そして、みんなが主体性を持ってみどりを育てていくために、これまで以上に、適切な情報発信、活動の場づくり、人づくり、連携を推進していく必要があります。

(2) 本計画策定の前提事項の整理

本計画策定の背景と課題を踏まえた7つの基本となる考え方をまとめ、その考え方に基づき計画を 策定しました。

背景と課題(主なキーワード)

① 社会経済情勢の変化

- 少子高齢化
- 人口減少
- 財政状況の悪化 など

③ 根拠となる法令などの改正

- 都市緑地法
- 都市公園法 など

② 環境問題の多様化

- 地球温暖化や突発的集中豪雨
- 生物多様性の保全
- ヒートアイランド など

④ 本市の関連計画などの策定・見直し

- 基本計画
- 都市計画マスタープラン
- 環境基本計画 など

⑤ 市民意識

- 横須賀市の魅力は海やみどり
- 自然のみどりの保全を望んでいる 望まれる身近なみどりの保全
- 望まれる公共施設の緑化推進
- 望まれる既存公園の老朽化対策や 緑を守るための財政負担には理解 防災対策
- みどりが減っている

 - 自然を感じることのできる公園づくり

など

⑥ これまでの取組みから抽出された主な課題

ア みどりを守る

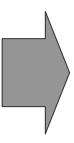
- 市内に残るみどりの多くを占める民有地の樹林地の保全の必要性
- 公有地化し保全している樹林地の活用や維持管理方法の検討の必要性
- 土地の買取りや維持・管理に係る財政的な負担の増加と緑地基金などの財源確保 の必要性
- 斜面緑地の安全性の確保と保全のあり方の検討の必要性
- 調査によって明らかになった自然植生の保全の必要性
- 人々による利用頻度が低下した二次林の維持管理方法の検討の必要性
- 生物多様性保全の必要性

イ みどりをつくる

- 老朽化した公園などのリニューアルの必要性
- 地域防災に対応した公園・緑地づくりの必要性
- 子どもから高齢者まで誰もが安心して利用しやすい公園づくりの必要性
- 施設の適切な配置や道路、河川、市街地のみどりでネットワークしていくことの
- 民有地の緑化推進の必要性

ウ みどりを育てる

- 市民・NPO・事業者・行政など多様な主体の役割分担あるいは連携によるみどり の保全・創出に向けた取組みの必要性
- みどりの保全・創出に関する普及啓発・情報発信の必要性



計画に反映すべき事項(主なキーワード)

- 自然環境への配慮
 - 地球温暖化防止対策
 - 自然環境の保全・再生
 - 自然環境の活用・維持管理
 - 自然環境の骨格、丘陵部のみどりの保全
 - 自然植生の保全
- 身近なみどりの保全・創出
 - ヒートアイランドの緩和対策
 - 新たなみどりの創出
 - みどりの質の向上
 - 拠点となるみどりの保全・創出
 - 公共施設緑化のリニューアルの必要性
 - ユニバーサルデザインへの対応
 - 子どもや高齢者への配慮
- 安全・安心への対応
 - 防災対策、災害への対応
 - 突発的な集中豪雨への対応
 - 適切な樹林地管理
- みどりとの関わり
 - 価値観やライフスタイルの変化
 - 様々な主体との取組みと役割分担あるいは連携
 - 活動の場・連携・人づくり・財源確保

○ 生物多様性の保全

- 生物多様性の保全と持続可能な利用
- 生物の生息・生育・繁殖の場の確保
- 生態系に配慮したみどりのネットワーク の形成
- 市域レベルから広域レベルの視点
- ビオトープの創出
- 里山的環境の保全・再生
- みどりの活用
 - 集客・定住の増加に向けた活用
 - 交流・観光への貢献
 - 健康の増進に向けた活用
 - 利活用に向けた回遊性の確保
 - プロムナードや散歩道の充実
- 〇 美しい景観形成
 - 横須賀市らしい都市景観の形成
 - 斜面緑地の保全
 - 谷戸における人の低密度化に向けた対応
 - 歴史、文化資源と一体となったみどりの 保全



計画の基本となる7つの考え方

- ① 地球環境や自然環境に配慮し、都市におけるみどりの重要性を踏まえる
- ② 多様な生物の生育環境となるみどりの保全・創出と、みどりのネットワークに配慮する
- ③ 市民生活におけるみどりの大切さを認識し、誰もがみどりを身近に感じられるように配慮する
- ④ 多くの人が住み、活気にあふれ、交流が広がるまちづくりに、みどりを積極的に活かす
- ⑤ 安全・安心のまちづくりに、みどりが持つ役割・機能を果たし、適切に守り、つくり、 育てる
- ⑥ みどりは景観を形成する大切な要素と捉え、都市の景観の向上に努める
- ⑦「みんなのみどり」に対し、みんなが主体となって取組みが行われるように配慮する